# 一般社団法人 日本学生氷上競技連盟

# 懲罰委員会規定

(目的)

第1条 本規程は、日本学生氷上競技連盟(以下、本連盟という)に加盟する大学のスケート部またはその部に所属する学生が、法律に反し、あるいは本連盟の名誉を傷つける等の行為を行った場合、当該スケート部もしくは学生を処分・指導し、それによってスケート競技を大学の課外教育の一環とするに相応しいものにするとともに、本連盟の名誉を保持し、あわせて学生スケート競技の発展・向上に寄与することを目的とする。

#### (組織)

- 第2条 委員会は次の委員をもって構成する。
  - (1) 本連盟会長 1名
  - (2) 本連盟副会長 2名
  - (3) 本連盟理事 2名
  - (4) 会長が指名する有識者 3名
- 2 委員長は原則として本連盟会長がこれを務める。本連盟会長は、委員の中から委員長を指名することもできる。
- 3 第1項の委員が処分・指導の対象となっているスケート部の関係者である場合、当該 事案の審議に限り、これを委員から除外する。その場合、欠員となった委員を補充する よう努めなければならない。ただし、委員の補充が困難である場合には、欠員とするこ とができる。
- 4 本連盟顧問は、委員会に出席し、求められた場合には意見を述べることができる。た だし、顧問は議決権をもたない。

### (委員の任期)

- 第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 第2条第3項の定めに基づいて欠員が生じ、委員が補充された場合、補充された委員の 任期は、当該事案についての処分の決定及び解除の手続きが終了するまでとする。

#### (委員会の運営)

- 第4条 委員会は処分の決定および解除等、該当事由が生じたと判断されたとき、委員長が これを招集する。
- 2 第1項の他、以下のような場合、委員長は委員会を招集できる。
  - (1) 定例会議
  - (2) 3分の2以上の委員から開催の要請があった場合
  - (3)委員長が必要と判断した場合
  - 3 委員長は委員会の議長となり、会を主宰する。
  - 4 委員会は顧問を除く過半数の出席がなければ、その議事を開き。決議することはできない。ただし、委任状が提出された場合には出席と見なす。
  - 5 委員の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。 なお、委員会に出席できない委員は、書面をもって決議に参加することができる。

#### (処分の対象となる行為)

- 第5条 委員会は、本連盟に加盟する大学のスケート部またはその部に所属する学生が以下のような行為を行った場合、当該部、部門および学生の処分を行うことができる。
  - (1) 法律に反する行為を行った場合
  - (2) 学生の本分に反する行為もしくは本連盟の名誉を傷つける行為を行った場合
  - (3) 本連盟が主催する大会の運営を妨げる行為をおこなった場合。
  - (4) その他、著しく反社会的な行為等を行った場合。

# (事実の調査)

第6条 委員会は、処分の決定にあたって、当事者に事実経過を説明する報告書の提出を 求め、また、必要と判断した場合には、当事者から事情徴収を行う等して調査を行い、 事実の把握に努めなければならない。

#### (個人情報への配慮)

第7条 委員が委員会で得た情報は、委員会での承認を得ない限り、委員会外部に漏洩してはならない。

#### (処分の種類)

- 第8条 処分が妥当であると判断した場合、委員会は、当該スケート部、部門または学生 に対し、以下の処分のひとつもしくは複数を同時に行うことができる。
  - (1) 譴責(始末書の提出を求めて問題の行為を戒め、反省を促す)

- (2) 本連盟が主催する大会への出場禁止
- (3) 対外試合の禁止(対外練習試合を含む)
- (4) 本連盟への登録抹消および除名
- 2 第1項の(2)および(3)の処分については、これを有期もしくは無期とする。

# (弁明機会の付与)

第9条 処分・指導の対象となっている当該スケート部の部長から要請があった場合、その部長に対し、委員会に出席して弁明し意見を述べる機会を与えなければならない。

# (委員会の事務)

第10条 委員会の事務は本連盟事務局がこれにあたる。

# 付則

この規則は一般社団法人日本学生氷上競技連盟登記の日より施行する。